

# 新型インフルエンザ

## ワクチン接種についてのお知らせ

### 1 福島県における接種スケジュール等について

新型インフルエンザワクチンは、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと」を目的として、より必要性の高い方々が早く接種できるよう計画・実施されています。12月22日に県が示したスケジュールについてお知らせいたします。

また、これまでの優先接種対象者に加えて健康成人に対しても、ワクチン接種をすることになりました。接種開始時期については、厚生労働省から詳細が示され次第、県が決定する予定です。

#### 福島県が示したスケジュール

優先接種対象者		接種開始時期	予約開始目安	1回当たりの自己負担額
妊 婦		11月16日～		1,000円
基礎疾患を有する方(表4)	1歳から小学3年生相当	11月16日～		1,000円
	最優先接種基準に該当する方			
	小学4～6年生相当	11月16日～		
	その他の方	12月1日～		
幼 児(1歳から就学前)		12月7日～		1,000円
小学1～3年生に相当する年齢の方		12月7日～		1,000円
1歳未満の小児の保護者		1月4日～	12月21日～	1,500円
優先接種対象者のうち、身体上の理由により接種できない方の保護者等		1月4日～	12月21日～	1,500円
小学4～6年生に相当する年齢の方		1月4日～	12月21日～	1,000円
中学生に相当する年齢の方		1月8日～	1月6日～	1,000円
高校生に相当する年齢の方		1月8日～	1月6日～	1,500円
65歳以上の方 (基礎疾患を有する方を除く)		2月5日～	2月1日～	1,500円
上記、優先的に接種する方のうち、「生活保護世帯」「住民税の非課税世帯」の方				0円

\* 1回あたりの自己負担額は、町がワクチン接種費用の助成を行う場合の金額です。

接種を希望される方は、事前に保健センターで「新型インフルエンザワクチン接種助成事業対象者証明書」の交付を受け、ワクチン接種時に医療機関に提出して下さい。

「助成事業対象者証明書」の提出により、接種料金が助成される仕組みになっております。

「助成事業対象者証明書」を持参せずに、ワクチン接種をした場合、一旦全額をお支払いいただき、後日町が助成する金額を還付する手続きをとることになります。

ごめんでも、「助成事業対象者証明書」の事前申請のご協力をお願いいたします。

#### 手続きの方法

保健センターに、印鑑を持参し、申請書に必要事項を記入していただきます。

対象者であるとの確認ができれば、その場で「助成事業対象者証明書」を発行いたします。

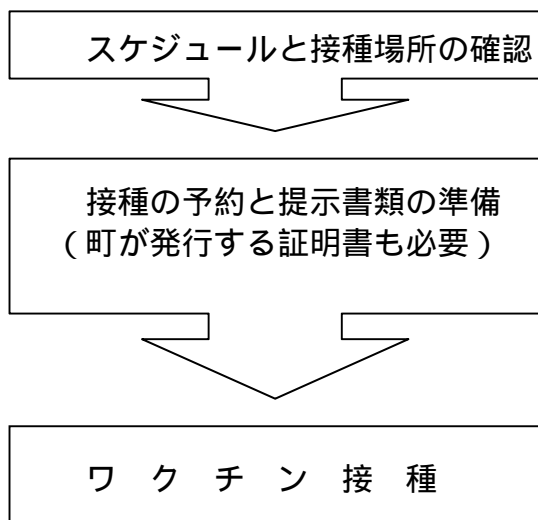
## 2 町内でワクチン接種が可能な医療機関について

かかりつけ医のない方等も、下記の医療機関で接種をすることができます。接種は原則予約制ですので、接種を希望される場合は各医療機関にご連絡・ご相談下さい。

ワクチン接種が開始された当初よりは、ワクチン供給が安定しており、接種の予約がとりやすい状況になっていますので、町内の医療機関での予約・接種をお勧めいたします。

医療機関名	電話番号	住所
水谷消化器科外科医院	22 - 3415	富岡町大字仏浜釜田355 - 1
夜の森中央医院	22 - 2211	富岡町字夜の森北2 - 9
富岡クリニック	21 - 0333	富岡町大字本岡字本町36
川村医院	22 - 3311	富岡町大字小浜字中央383
さくらクリニック	21 - 0873	富岡町大字本岡字新夜ノ森634 - 1
今村病院	22 - 6522	富岡町大字本岡字関ノ前243

接種を希望する方は、次の順序で、接種を受けてください。



不明な点は、かかりつけ医や保健センターにお問合せ下さい。

接種は予約が原則です。  
提示書類とは優先接種対象者であることを確認するための書類です。(VOL.7で確認)  
町が発行する証明書とは、「助成事業対象者証明書」です。

ワクチン接種後には軽い副反応が出ることがあります。長引いたり・悪化するときは医師に連絡してください。

## 3 ワクチン接種回数について

接種対象者	回数
基礎疾患を有する方(接種日時点13歳以上)	1回接種、ただし著しく免疫反応が抑制されている方は医師と相談の上、2回接種も可
中学生・高校生に相当する年齢の方	1回接種、ただし中学1年生で接種日時点、13歳になっていない方は2回接種
妊婦	1回接種
1歳未満の小児の保護者	
優先接種対象者のうち、身体上の理由により接種できない方の保護者等	
65歳以上の方	2回接種
基礎疾患を有する方(接種日時点13歳未満)	
1歳から小学6年生に相当する年齢の方	

今回は、中学生・高校生に相当する年齢の方の接種回数が、2回から1回に見直されました。2回接種をする場合、4週間程度間隔をあげることが望ましいとされています。

夏以降、「インフルエンザA型」と診断された場合、そのほとんどが新型インフルエンザと考えられるので、ワクチン接種の必要はないと考えられます。

新型インフルエンザについてのお問合せ・ご相談は

富岡町保健センター 電話 0240-22-9013 (受付時間 平日 8:30~17:15)

新型インフルエンザに感染してしまいました。

自宅で療養しています

どうしたらいいですか？

Q 1 家族が同居しているのですが  
どのような注意が必要ですか？

A 1 同居している家族への感染を確実に予防することは困難です。  
ただしなるべく感染しないように以下のことを心がけてください。

**患者であるあなたは・・・**

咳エチケットを守りましょう  
手をこまめに洗いましょう  
処方されたお薬は指示通り最後まで飲みま  
しょう  
水分補給と十分な睡眠を心がけましょう

**患者の同居者は・・・**

患者の看護をした後は、こまめに手を洗い  
ましょう  
可能なら患者と別の部屋で過ごしましょう  
患者と接するときは、マスクを着用しまし  
ょう  
\*患者の使用した食器類や衣類は、通常の洗濯・洗浄  
及び乾燥で消毒できます

とくに、持病がある方や妊婦さんなどが同居している場合には、なるべく別の部屋で過ごすようにするなど、より確実な感染予防を心がけてください。また、念のためかかりつけ医に相談しておきましょう。医師の判断により予防のためのお薬が処方されることがあります。

Q 2 自宅で療養しています  
熱が下がったので外出してもいいですか？

A 2 熱が下がっても、インフルエンザの感染力は残っていて、あなたが他の人に感染させる可能性があります。完全に感染力がなくなる時期については、明らかでなく、個人差も大きいと言われます。  
少なくとも次の期間は外出しないように心がけましょう。

**熱が下がってから 2 日目まで**

ただし、現在流行している新型インフルエンザについては、発熱などの症状がなくなっても、しばらく感染力が持続する可能性のあることが、様々な調査によって明らかになっています。

ですから、あなたが新型インフルエンザに感染していると診断されている場合や、あなたの周囲で新型インフルエンザが流行している場合には、発熱などの症状がなくなっても、周囲の方を守るため、さらに次の期間についてもできるだけ外出しないようにしましょう。

**発熱や咳・のどの痛みなど、症状が始まった日の翌日から 7 日まで**